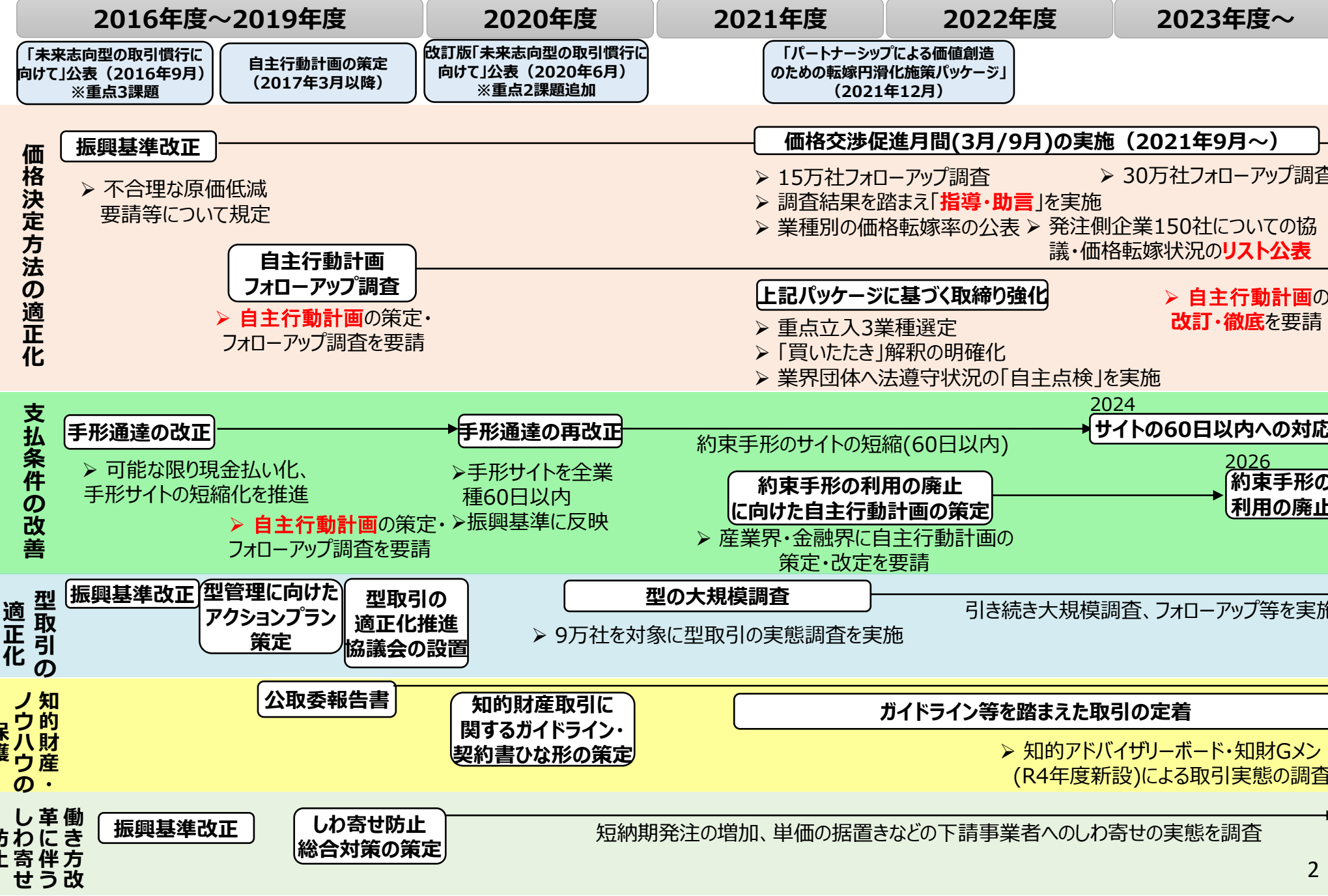


防衛装備に係る事業者の 下請適正取引等の推進のための ガイドライン策定に向けて

令和 5 年 6 月
中小企業庁取引課

これまでの取組

中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針



取引適正化に向けた施策ツール

- サプライチェーンが形成される中、中小企業と大企業は、同じ目標に向かって取り組む「イコールパートナー」。得られた利益は適正に分ち合い、共存共栄を図るべき。
- 他方、下請中小企業は、大企業などの親事業者との関係で非常に弱い立場にあり、一方的な価格の押しつけや買いたたきなどのしわ寄せに直面。
- 企業間のしわ寄せ防止や適正な価格転嫁の実現のため、下請代金法等の執行や相談体制の構築、業界への働きかけで、取引の適正化を進める。

1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。)
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)

2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン(R3:120名→R4:300名)によるヒアリング(年間約4千件→年間約1万2000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約10,000件)

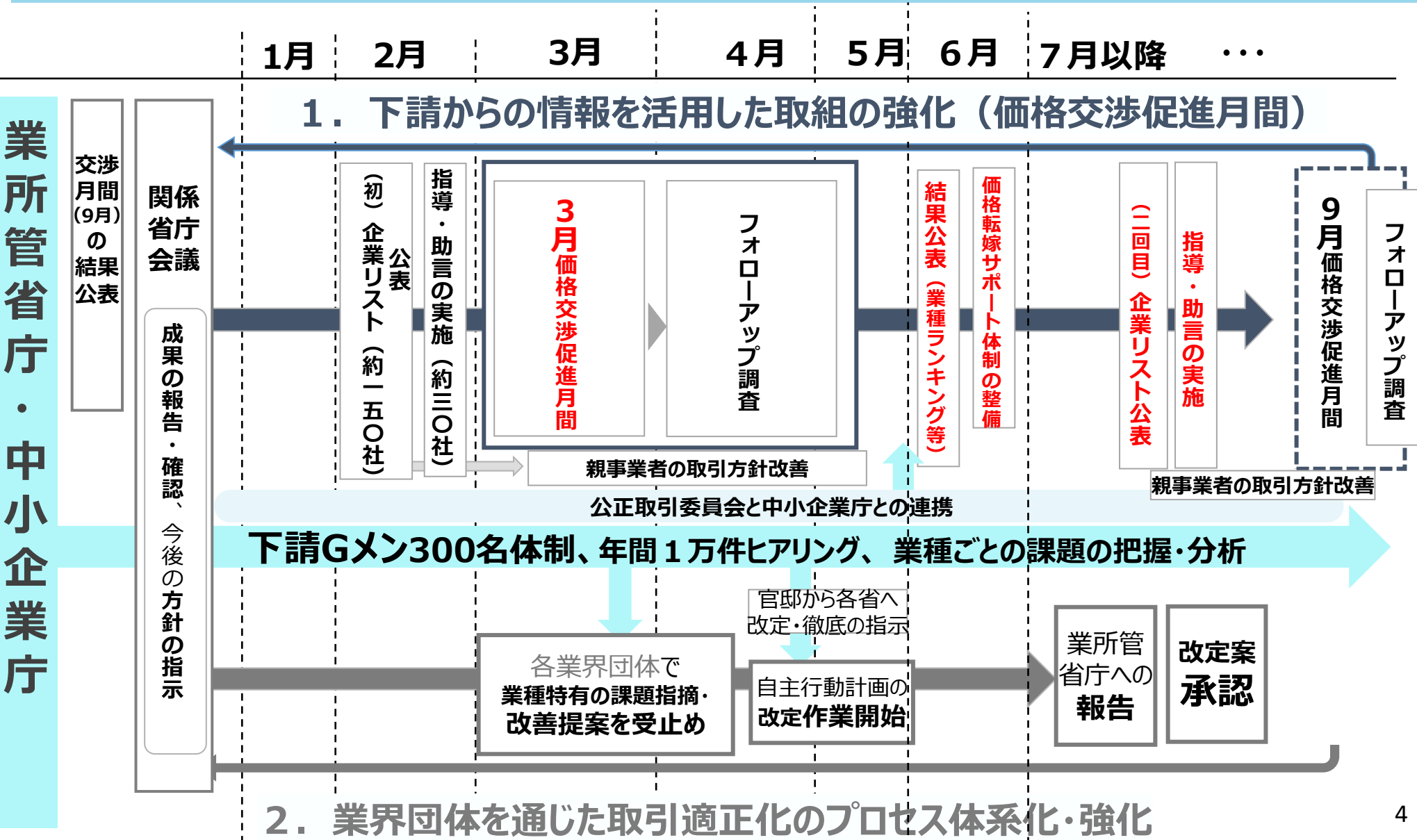
3) 業界への働きかけ

- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(23業種・57団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(25,000社超)

今後の価格転嫁対策

1. 価格交渉促進月間はじめ、下請からの情報を活用した取組の強化に加え、
2. 業界団体を通じた改善プロセスの体系化 を着実に実行・継続し、適正な取引慣行を定着させる。

業所管省庁・中小企業庁



業界団体を通じた 取引適正化のプロセス体系化・強化

下請適正取引等の推進のためのガイドライン～目的と策定業種～

- 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」は、下請事業者と親事業者との間で、適正な下請取引が行われることにより、我が国産業の競争力の維持・向上（親事業者と下請事業者の“win-win”の取引関係の構築）が図られることを目指し、国が策定したガイドライン。
- 下請法等で問題となりうる行為の例示や、各業界の特性に応じたベストプラクティス事例の例示が主な内容。

〈策定業種〉

経済産業省所管業種（13業種）

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作業

国土交通省所管業種（3業種）

建設業、トラック運送業、造船業

総務省所管業種（1業種）

放送コンテンツ

農林水産省所管業種（3業種）

食品製造業・小売業、水産物・水産加工品、養殖業

3-1. 下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和5年3月時点）

- 下請ガイドラインは現在20業種策定、自主行動計画は現在23業種57団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

業種	ガイドライン名称
自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
素形材	素形材産業取引ガイドライン
産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設業	建設業法令遵守ガイドライン
建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～
水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン
造船業	船舶産業取引適正化ガイドライン

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（8団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会 日本産業機械工業会 日本工作機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会 ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本鉄鋼連盟 日本アルミニウム協会 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会 ／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会
商社		日本貿易会
印刷業		日本印刷産業連合会
造船業※国交省より要請		日本造船工業会 日本中小型造船工業会
住宅産業※国交省より要請		住宅生産団体連合会
広告業		日本広告業協会
電力業		送配電網協議会

政労使の意見交換（3月15日）

- 3月15日、政府と労使の代表による「政労使の意見交換」が開催。
- 総理からは「**業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める**」旨の発言。



岸田総理発言

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、基本的に合意がありました。

政府としても、公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめてまいります。

また、業界団体にも、これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえ、自主行動計画の改定・徹底を求めます。

（出所）首相官邸HP（2023.3.15）「[政労使の意見交換](#)」

中小企業政策審議会 取引問題小委員会（3月17日）

- 中政審 取引問題小委において、中小企業庁から、「取引適正化のための自主行動計画」を策定した業界団体（約50）に対し、下請Gメンが収集した取引情報（約1万件/年）に基づき、業種ごとに、取引上の課題を指摘したところ。

- ・ 審議会において、中小企業庁より各業界団体に対し、下請Gメンが聴取した問題事例を交えつつ、以下の課題・改善点を指摘。
 - ① 各業界団体の「自主行動計画」において、**まだ記載されていない事項**について、**新たに明記**すること
 - ② 自主行動計画に記載はあるが、**守られていない可能性がある事項**について、**遵守・徹底**すること
- ・ 委員/業界団体からは、「**指摘を受け止める**」との声あり。
- ・ 加えてトラック業界等からは「荷主としての立場となる業界には、**適正な運賃水準となるよう**配慮いただきたい」との**業界横断的な課題についても要請**あり。
- ・ 今後について、事務局（中企庁）から、「中小企業庁からの指摘や、委員や団体からの意見等も踏まえ、**自主行動計画の改善や徹底を、各業界を担当する各省庁を通じて依頼する**」旨を発言。

【取引問題小委員会メンバー】

◎…委員長

50音順・敬称略

海内 美和 海内工業株式会社 代表取締役社長

石川 伸一郎

一般社団法人日本自動車部品工業会理事
石川ガasket株式会社取締役社長

加藤 貴己

トヨタ自動車株式会社調達本部副本部長

櫻井 一郎

熊本県中小企業団体中央会会長

諏訪 貴子

ダイヤ精機株式会社代表取締役社長

田辺 国昭

国立社会保障・人口問題研究所所長

辻 伸敏

多摩信用金庫常勤理事

堤 香苗

株式会社キャリア・マム代表取締役

長澤 哲也

大江橋法律事務所弁護士

針生 英一

宮城県印刷工業組合理事長

引地 恵子

公益財団法人全国中小企業振興機関

協会下請かけこみ寺相談員

◎細田 孝一

神奈川大学法学部教授

渡邊 弘子

富士電子工業株式会社 代表取締役社長

（計13名）

下請Gメン ヒアリングに基づく業種毎の取引上の課題分析と改善指摘 〈航空宇宙〉①

価格交渉

- 労務費・加工賃の改訂を要請すると、「他社はなにも言っていない」と言われて要請が通らない事例が見られる。
⇒ 定期的な協議の場だけでなく、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合には、十分な協議が行われることが必要。
（振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画の遵守）

▲ 労務費・加工賃等のアップによる改定申込みには毎年要請をしているがなかなか通らない。「他社はなにも言っていない」と言われる。

短納期発注

- 親事業者から休日出勤を要請されるが、**特急料金を請求できない**事例が見られる。
⇒ やむを得ず短納期で発注する場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の**追加コストを負担することが必要**。（振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画の遵守）

- ▲ **発注量の増減が大きく**、自社の製造能力から、親事業者からの材料納入の翌日から着手しなければならない**短納期が発生**する。2021年秋頃から、今まで言われたことの無い「**休日出勤して間に合わせろ**」などの**発言が出るようになった**が、単価が決まっているため、特急料金を請求することができない。
- ▲ 機械の修理メンテナンスを受託しているところ、緊急修理依頼に対して**特急料金を請求できない**。（自家使用のため下請法対象外、振興法対象）

補給品

- **補給品の価格を交渉により再設定できた好事例が見られる**。（グッド・プラクティス）

- 量産終了後の補給品については、取引先から数量条件を盛り込んだ見積依頼があり、価格のネゴを行ってから受注・製作となるため、問題はない。
- **補給品価格は値上交渉を申入れ見積を提示し再設定**している。（グッド・プラクティス）

支払条件

- 現金100%の支払条件の事例は、**全体の5割に満たない**。
⇒ **引き続き、現金化の取組みを強化していくことが求められる**。（振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画の遵守）
- 下請法及び振興法の対象取引について、手形等の長期支払サイトとなっている事例が見られる。
⇒ 下請法の対象取引については、手形等の支払サイトは120日以内（更に、振興法で60日以内（努力義務））とすることが必要。
（下請法の徹底、振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画の遵守）

- ▲ 従前から10%ファクタリング支払いで、サイトは180日。
- ▲ **手形支払いで、サイト150日**。（資本金から下請法対象外、振興法対象）

下請Gメン ヒアリングに基づく業種毎の取引上の課題分析と改善指摘 〈航空宇宙〉②

知的財産の保護

- 技術情報等の提供で知的財産が侵害されているおそれのある事例、取引先に一方的に有利な取引条件が設定されている事例が見られる。
- ⇒ 親事業者は、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、知的財産を取り扱うことが必要。また、知財の取引条件が明確化、適正化されることが必要。契約書ひな形の活用にとどまらず、自主行動計画を拡充し、知的財産の保護及び取引の適正化を徹底すべき。（振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画に明記）

- ▲ 取引先による工場見学の際に、作業内容をビデオ撮りされており、ノウハウをとられる可能性が継続してある。
- ▲ 取引先から、他社に転注された部品のNCデータの情報開示を要請され、自社、取引先、転注先の三社で協議したが、取引先が言うには、データの代金は部品代金で払っているということで一蹴された。
- ▲ 契約書の中で、第三者の産業財産権を使用したときの一切の責任は自社になっている。また、自社が産業財産権を取得したときは、取引先には無償で通常実施権の設定が行われる。

その他取引上の課題

- 設備導入を依頼したにもかかわらず、予定数量の発注がない事例が見られる。
- ⇒ 親事業者は、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、これに沿った発注を行うことが必要。（振興法「振興基準」の徹底、自主行動計画に明記）

- ▲ 取引先から、「これだけの数量を出すので加工機を買ってください」と言われ、加工機を数台購入した。1～2年間は仕事が足りず稼働もしていなかったが、ようやく今年春から動くような個数（発注）を貰えるようになった。これは当該取引先向けの専用加工機になるが、覚書等の取り交しはなく、「お宅が勝手に買ったのだでしょう」と言われている。金銭的な援助は無い。

紛争解決

- 紛争の未然防止の観点から、親事業者が下請事業者が申出をしやすい環境を整備している好事例が見られる。（グッド・プラクティス）

○ 取引先の管理部門から下請取引を巡る困りごと等のアンケートが来ており、下請法が遵守されやすい環境にある。（グッド・プラクティス）

今後の方針

- 今後は、各業界団体において、Gメン情報に基づく中小企業庁からの指摘等を踏まえ、
 - ① **自主行動計画の改定**（「荷主として、適正な運賃水準への配慮」の検討も含む）、
 - ② 既に計画に記載された事項を、業界・個社が**遵守・徹底**するための「**徹底プラン**」の策定が行われるよう、各事業所管省庁が各業界団体と連携し、本WGの下で、政府全体で取り組む。各団体の**取り組み状況の報告**も求める。

